# 奈良公園観光地域活性化基金

寄附のお願い ~更なる奈良の魅力向上にご協力下さい~

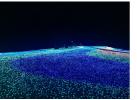


# ● 寄附金の使い道

下記の「奈良公園観光地域活性化基金助成対象登録事業」のメニューから事業を選択し、ご寄附をお願いします。

## 事業番号1 ~しあわせ回廊~なら瑠璃絵

- ○しあわせ回廊なら瑠璃絵実行委員会
- ○毎年2月8日~14日
- ○奈良を代表する春日大社、興福寺、 東大寺の三社寺を幻想的な光の道で つなぎ、美しい瑠璃絵の世界に皆様 を誘います。



URL:http://rurie.jp/

## 事業番号2 なら燈花会

- ○特定非営利活動法人なら燈花会の会
- ○毎年8月5日~14日
- ○奈良公園一帯で行われる、奈良の夏 の風物詩。ろうそくを用いたあかり のイベントです。



URL:http://www.toukae.jp/

## 事業番号3 若草山焼き行事

- ○若草山焼き行事実行委員会
- ○毎年1月第4土曜日
- ○若草山全体が炎に包まれる古都奈良に早春を 告げる伝統行事です。県下最大級の大花火も 打ち上げます。



#### 事業番号4 天然記念物「奈良のシカ」の保護育成

- ○一般財団法人 奈良の鹿愛護会
- ○国の天然記念物でもある奈良公園の鹿 の保護育成と保護思想の普及を図って います。また、「鹿の角きり」「鹿寄 せ」等の伝統行事も行っています。



URL:http://naradeer.com

## 事業番号5 興福寺中金堂 平成再建事業

- ○法相宗大本山 興福寺
- ○平成10年~平成30年 (落慶予定)
- ○創建1300年を記念して行われて いる第1期整備計画の一環とし て、天平時代の創建当初の中金 堂伽藍を復元する事業です。



URL:http://www.kohfukuji.com/

## √事業番号6 特別天然記念物「春日山原始林」の保全再生

○春日山原始林を未来へつなぐ会 ○特別天然記念物であり、貴重な照 葉樹林で世界遺産「古都奈良の文 化財」の構成資産である春日山原 始林を未来世代へ守り育むことに 寄与することを目的とした事業で



## ■ お問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室誘客促進対策係 T E L:0742-27-8677 F A X:0742-22-7832 E-mail:nara-park@office.pref.nara.lgjp U R L:http://www.pref.narajp/item/109485.htm#moduleid55858

(奈良県→奈良公園観光地域活性化基金について)

# 寄附の手順

#### ①納付書を入手してください

納付書は、右記の施設に置いてあります。また、奈良県庁奈良公園室や各事業 主体へ請求していただけばお送りします。

#### ②納付書への記入方法

入手した納付書の表紙の記入の手順に従って、必要事項を記入してください。 ※寄附者のお名前等の情報を事業主体へ提供することにご同意して頂い た方へは、寄附金額に応じて事業主体からお礼をさせていただきます。 ※寄附金額は、事業によって1口の額が異なりますので、ご注意ください。

#### ③納付場所

必要事項を記入した納付書を「指定金融機関」へ持参し、納付書に記入した 寄附金額を納付してください。(手数料等は必要ありません。)

※寄付金の一部(5%)は、基金制度の推進のために活用させていただきます。

## ~納付書が置いてある主な施設~

奈良県庁奈良公園室

奈良公園事務所

奈良県新公会堂

県立図書情報館

奈良市観光協会

橿原文化会館

県立美術館

県立民俗博物館

奈良県東京事務所 (東京)

奈良まほろば館(東京)

#### ~各事業の1口あたりの寄附額~

①~しあわせ回廊~なら瑠璃絵 ②なら燈花会 10 1,000円 ③若草山焼き行事 1口 10,000円 は使用しません。 ④天然記念物「奈良のシカ」の保護育成 1日 10,000円 **⑤興福寺中金堂 平成再建事業** 2.000円 10 ⑥特別天然記念物「春日山原始林」の保全再生 1口 10.000円

## ~個人情報の取り扱いについて~

1口 10,000円 寄附に係る個人情報は、適正に管理し、奈良 公園観光地域活性化基金に関する事務以外に

## ● 寄附者のメリット

## 〇個人

所得税・・・「寄附金-2.000円]×所得税の控除率

住民税・・・住民税の控除額=①+②

① [寄附金-2.000円]×10%・・・(住民税の基本控除額)

② [寄附金-2.000円]×(90%-所得税率)・・・「住民税の特例控除額]

※2の額は、住民税所得割の10%が限度

例)給与収入で年収700万円 配偶者あり子供2人の納税者 所得税率10%、個人住民税・所得割額300,000円 寄附金額35,000円の場合

寄附金額 35,000円

実質負担額 2.000円 住民税の特例控除額 相続税・・・寄附金の全額を課税対象から控除できます。住民税の基本控除 3,300円 (1) 税控除額 33,000円

※寄附金額が2,000円以下の場合は軽減されません。

#### 〇企 業

法人税・・・寄附金の全額を損金算入として取り扱うことができます。

地方税・・・法人税の取扱いが反映します。 (法人住民税・総所得金額等の40%が限度)

- ・個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告が必要です。 (確定申告の義務がない方は、市町村への住民税申告により適用を受けることもできます。)
- 1月1日から12月31日までに行った寄附について、領収書や払込控え等を確定申告書等に添付 し、翌年の3月15日までに最寄りの税務署に確定申告をしてください。

# 所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」が便利です。

① 国税庁 IPの検索

国税庁 、検索



② 確定申告書作成コーナーへ

※画面の案内に従い金額等を入力する と税額などが自動計算されます。